

遠山委員 ありがとうございます。

次の質問は、2つの質問をまとめて、外務省と、あと法務省から山下政務官に来ていただいているので、両省にお伺いをしたいと思います。

先ほど阿久津委員からもありましたロヒンギャ難民問題、これは今大きな国際社会の注目を集めております。

私は、公明党の難民問題プロジェクトチームの座長をもう 10 年以上やらせていただいております、実はこのロヒンギャ難民の問題には十年前から関心を払っておりました。今から七年前、私、浪人中でございましたが、実はバングラデシュへ参りまして、河野外務大臣が先般訪問されたコックスバザールという町の郊外にある UNHCR が直営している難民キャンプとその周りに広大に広がる非公式の避難民キャンプ、現地で私が説明を受けたら、この地平線のかなたまで 10 万人が住んでいると言われましたけれども、とてもじゃありませんが、言葉で表現できるような環境ではありませんでした。それが 7 年前であります。

今般は、既に 20 万人以上そういう非公式の避難民がいると言われていた状態に、さらにプラスして 60 万人バングラデシュに入ってきたということでございますので、現地の状況というのは相当悲惨、言葉は正しいかどうかわかりませんが、悲惨な状況じゃないかなと思っております。

そこで、外務省は最近、堀井巖大臣政務官もミャンマーとバングラデシュを訪れられた。また、河野外務大臣御自身がバングラデシュで現地訪問をされたということですが、日本政府として、このロヒンギャ難民、避難民の問題に対してどういう対処をしていくのか、どういう支援をしていく方針なのか、お伺いをしたいと思います。

また、あわせて法務省には、私、調べましたら、現在既に、ロヒンギャ難民と言われていらっしゃる方が、正確ではありませんが 200 人から 250 人日本に居住していると民間団体から指摘をされております。調べたところ、認定難民も 19 人いらっしゃる、今申請中も 20 人いらっしゃる。それから、人道的配慮の在留特別許可を得た者が 80 人ということになっております。

これは、最近の 60 万人以上の難民の前の段階でこういう方々は来ておりますので、これから日本に庇護を求めるロヒンギャ族の難民申請者はふえるのではないかと私は予想をしておりまして、それも念頭に、日本としてどういう対応をされているか、難民政策を所管している法務省の大臣政務官にお伺いをします。

佐藤副大臣 日本政府といたしまして、ミャンマーのラカイン州の人権、人道状況は深刻に懸念をしておりまして、その一環として、大臣あるいは政務官が現地の方に実際訪問したところでもございます。

我が国政府といたしましては、バングラデシュ政府、ミャンマー政府、両方に対する支援を行うというスタンスでございます。

バングラデシュ政府については、難民を寛大に受け入れていただいております、人道的な配慮もしてもらっているという観点から、緊急人道支援という形で支援を継続していきたいと思っております。

また、ミャンマー政府に対しましては、懸念というものを伝えながらも、法に従った治安回復等を働きかけていっているところでございます。さらに、ミャンマー政府は、ユニオンエンタープライズ、連邦組織を立ち上げて、人道支援アクセスの拡大、避難民の帰還のための取り組みを進めておりますので、そのための必要な支援、これも緊急支援に加えてまた最大限やっていきたいと思っております。

11 月 23 日に、バングラデシュ、ミャンマーの間で避難民帰還に向けた合意がなされたということについては歓迎をしたいと思っております。この合意に基づいて避難民が着実に帰国できるということについても支援をしていきたいというふうに思います。

山下（貴）大臣政務官 御質問ありがとうございます。

法務省としては、ミャンマー難民の庇護に関しましては、これまで、難民認定制度や第三国定住事業などにおいて庇護を図ってきたところでございます。

そして、御指摘のいわゆるロヒンギャを含む方々から難民認定申請が行われた場合には、法務省において、例えば、御指摘のような、あるいは外務省から説明がございましたような、それまで居住していた地域から移動せざるを得なくなったことなどの本国の客観的な事情に加えて、申請された方の個別的な事情も考慮して、難民条約上の難民に該当するか否かをまず審査し判断しております。

そして、条約上の難民と認定できない場合であっても、御指摘のような本国の情勢等も踏まえ、人道上の配慮が必要と認められる場合には、その他の庇護対象者として在留特別許可等により我が国への在留を認め、適切に保護を図っておるところでございます。

また、ミャンマー難民については、政府において閣議了解された定住許可条件に合致するか否かを検討した上で、いわゆる第三国定住事業として受け入れを行っているところであります。

このように、法務省としては、いわゆるロヒンギャと呼ばれる方々も含め、ミャンマーから逃れて難民認定申請をされた方々の主張に耳を傾け、迅速かつ適切な保護に今後も努めてまいりたいと思っております。

遠山委員 副大臣と政務官、大変すばらしい御答弁をいただきました。しっかり対応していただきたいと思えます。

私、最後に一言申し上げますが、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンという世界的なNGOが発出している、ロヒンギャの人々に関する報告書の抜粋がございますが、相当痛ましい内容です。十代の女性が数時間にわたってレイプをされ続けて気を失った話とか、妊婦さんに兵士がガソリンをかけてその場で燃やして、ほかの赤ちゃんは、赤ちゃんだけ奪って炎の中に入れたのを目撃した女性の話とか、そういう類いが数百、数千とあると言われておりますし、60万人の難民のうち30万人は女性と子供だと聞いております。

相当ひどい状態だと思いますので、シリア難民のときも、ともすると、政府というのは、最初冷たくて途中で支援を決めるということが日本は多いわけではありますが、このロヒンギャはアジアでございますし、しっかりと日本政府として現状を把握して、できることは最大限やっていただきたいということを申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

〔了〕

参照：衆議院ウェブ

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/kaigi_1.htm